産前産後休業終了後の報酬に変動があったとき

産前産後休業を終了し、当該休業に係る子を養育している被保険者の職場復帰後の給与に変動があった場合、本人からの申し出により、職場復帰日の属する月以降3ヶ月間の報酬月額の平均によって「標準報酬月額」の改定を行うことができます。通常の月額変更とは異なり、変動後の「標準報酬月額」が1等級差しかない場合でも改定を行うことができ、また「支払基礎日数」が17日以上の月が1ヶ月でもあれば改定を行うことができます。

申請書類:「健康保険産前産後休業終了時報酬月額変更届」(3枚複写)

提出期限:事由発生日以降すみやかに

添付書類:不要

